
平成21年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成21年12月14日 (月曜日)

議事日程 (4)

平成21年12月14日 午前10時00分開会

- | | | |
|------|-----------------|---|
| 日程第1 | 町長提出議案 第93号 | 芦屋町ボランティア活動センター条例の制定について |
| 第2 | 町長提出議案 第94号 | 芦屋町町民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 町長提出議案 第95号 | 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)について |
| 第4 | 町長提出議案 第96号 | 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 第5 | 町長提出議案 第97号 | モーターボート競走用艇購入契約の締結について |
| 第6 | 町長提出議案 第98号 | 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| 第7 | 町長提出議案 第99号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| 第8 | 町長提出議案 第100号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 第9 | 町長提出議案 第101号 | 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について |
| 第10 | 町長提出議案 第102号 | 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について |
| 第11 | 町長提出議案 第103号 | 指定管理者の指定について |
| 第12 | 町長提出議案 第104号 | 指定管理者の指定について |
| 第13 | 町長提出議案 第105号 | 指定管理者の指定について |
| 第14 | 町長提出議案 第106号 | 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合規約の変更について |
| 第15 | 町長提出議案 第107号 | 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散について |
| 第16 | 町長提出議案 第108号 | 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散に伴う財産処分について |

- 第17 請 願 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書について
第 2 号
- 第18 請 願 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出を求める請願について
第 3 号
- 第19 意 見 書 案 老齢加算・母子加算等を求める意見書について
第 5 号
- 第20 町長提出議案 芦屋町図書館システム購入契約の締結について
第109号
- 第21 町長提出議案 X線テレビ装置購入契約の締結について
第110号
- 第22 町長提出議案 立位座位兼用一般撮影装置購入契約の締結について
第111号
- 第23 意 見 書 案 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）について
第 7 号
- 第24 意 見 書 案 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）について
第 8 号

【 出 席 議 員 】 （13名）

1 番 益田美恵子 2 番 貝掛 俊之 3 番 田島 憲道 4 番 辻本 一夫
5 番 小田 武人 6 番 岡 夏子 7 番 今井 保利 8 番 川上 誠一
9 番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 （なし）

【 欠 員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 安高直彦 教育長 中島幸男
会計管理者 野口浩俊 総務課長 占部義和 企画政策課長 鶴原洋一
財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大塚秀徳 税務課長 入江真二

| | | | | | |
|---------|------|--------|------|--------|------|
| 環境住宅課長 | 守田俊次 | 住民課長 | 入江明德 | 福祉課長 | 嵐 保徳 |
| 地域づくり課長 | 内海猛年 | 競艇施設課長 | 境 富雄 | 学校教育課長 | 鶴原光芳 |
| 生涯学習課長 | 本田幸代 | 病院事務長 | 小池健二 | | |

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
よって、直ちに会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第93号から日程第19、意見書案第5号については、それぞれの常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続審査申し出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....
報告第20号

平成21年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第93号 芦屋町ボランティア活動センター条例の制定について、原案可決

議案第94号 芦屋町町民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第95号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について、原案可決

議案第97号 モーターボート競走用艇購入契約の締結について、原案可決

議案第98号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決

議案第99号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方団体の数の減少につ

いて、原案可決

議案第106号 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組規約の変更について、原案可決

議案第107号 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散について、原案可決

議案第108号 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散に伴う財産処分について、
原案可決

.....

報告第21号

平成21年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人

民生産業常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第95号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について、原案可決

議案第96号 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案
可決

議案第100号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡
県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案可決

議案第101号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間
地域広域行政事務組合規約の変更について、原案可決

議案第102号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分
について、原案可決

議案第103号 指定管理者の指定について、原案可決

議案第104号 指定管理者の指定について、原案可決

議案第105号 指定管理者の指定について、原案可決

請願第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書について、採択

請願第3号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、
定期接種化を求める意見書の提出を求める請願について、採択

継続議案

意見書案第5号 老齢加算・母子加算等を求める意見書について、修正可決

修正

意見書案第5号（理由）中、13行目老齡加算の後に「復活」を挿入し、母子加算の後の「復活」を「継続」に改める。

修正理由

新政権のもと、生活保護における母子加算は12月から復活したが、平成22年3月までの暫定措置であるため、引き続き継続を求める。

.....

平成21年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

平成21年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

「受付事務に関する件」「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備に関する件」「公営住宅に関する件」「芦屋橋の建設に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「医療及び医療行政に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

平成21年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第93号から日程第19、意見書案第5号までの議案及び請願、意見書案について、順不同により討論を許します。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

議案第95号平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

内容におきましては、私たちの委員会ではございますが、本会議場でも質疑をさせていただいておりますので、ここで討論をさせていただいて賛成の立場の意思を表明させていただきたいと思っております。

3款民生費4目子育て応援特別手当交付事業につきましては、質疑の折にも質問をさせていただきましたが、9月定例議会で可決された議案が政権交代により執行停止という異例の事態となり、今議会での減額補正として提案されました。このことだけでも、国では131億の税金が無駄になったと言われております。

野党時代には、ばら撒きと批判していた新政権、マニフェストで子ども手当なるものを提唱、それも長年制度化されている児童手当を廃止してとのこと。児童と子どもに違いがあるのかと理解に苦しむところでございます。児童手当制度に問題があるとするならば、制度の見直し着手すべきではないかと思えます。

また、子育て応援特別手当交付事業は執行停止であって、法的にはまだ生きているわけです。公明党の斉藤政調会長と石井政調会長代理は、12月8日夜、首相官邸を訪れ、平野官房長官に対し、政府が一部執行停止した今年度第1次補正予算の凍結解除で景気を下支えする施策を速やかに実行することを求める鳩山首相あての緊急経済対策提言を手渡しました。

もろもろかんがみて、本来ならば反対討論としたいところではございますが、議案の中には4款衛生費新型インフルエンザ予防接種補助金、9款消防費、それから10款教育費の中にも芦屋小学校耐震補強工事实施設計委託料等の大事な案件がありますので、思いの一端を述べさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごございますか。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子。議案第106号と議案第107号及び108号の芦屋町外二カ町競艇施行組合に係る組合規約変更と組合解散及び財産処分について、関連議案ですのでまとめて賛成討論をいたします。

これら3議案は、1952年、昭和27年に芦屋競艇場が設立されて57年の長きにわたりモーターボート競走の事務を遠賀・岡垣両町と共同処理してきましたが、組合を解散して財産を芦屋町に引きつぎ新年度から芦屋町単独事務を行うというものです。

競艇場の開設については、戦後間もない当時、芦屋町の財政状態は窮乏の極みにあり、中学校の建設などでいよいよ膨らんだ財政赤字の立て直し策として競艇事業を行うことを決断したことは、芦屋町史や芦屋競艇史及び2005年、平成17年11月1日号の町広報紙などに記されています。

競艇事業によって、これまで道路整備や上下水道、公営住宅の増設、町立病院設立などインフラ整備の充実や、数々の福祉施策や行政サービスなど行ってきたことでは周辺自治体も羨む潤沢な町財政でした。

しかし、バブル経済破綻後の1991年、平成3年をピークに競艇収益が減少し、長期化している不景気やレジャー形態も大きくかわったことなどもあり、2001年、平成13年から赤字に転落し、その赤字は組合からの施設使用料を充ててきたため、2008年度、平成16年度か

らは町の一般会計への繰り出しがなくなり、ついに翌年、2009年度、平成17年度におきましては施設特別会計の財源不足に陥り、3億7,000万円を一般会計から投入しているところであります。

また、競艇場の建てかえ、施設改善においては、平成11年度から平成17年度までの7年間に3期に分かれて行われ、建設総額は約150億円で、そのうち約40億円は借金です。

その借金も、昨年度以降、年額4億円から5億円の返済が始まっていましたが、残金約30億円のうち15億円を低金利に借り換えして、3年据え置き返済にしたことで、返済金の負担を軽くしておりますが、返済期間が先送りされただけで、競艇事業の収益で返済することが原則です。今後の事業収益如何ではまた一般会計からということになりかねません。

そのほかにも、競艇従業員の退職金として借金した17億円のうち約14億円も未返済額として残っており、昨年までは年額1,000万円の返済金が今年度からは8,400万円の支払いになっています。

一方、遠賀・岡垣両町との累積赤字処理については、2005年、平成17年6月、組合の正副組合長、3町の首長と芦屋町の副町長がこれに当たるんですが、その正副組合長協議から始まり2007年、平成19年からは各町の議長も入った9者会議になって協議されてきました。

最終確認書が11月11日に交わされましたが、遠賀・岡垣両町の離脱を前提とした内容は、来年度の事業から地元対策費として各町にそれぞれ年間700万円を支払うことと2003年、平成15年度分の最低保障費の未払い額として各2,400万円を今年度中に支払うというものです。

私は、赤字に転落しているにもかかわらず赤字負担の協議は進まない中、それ以前から支払われていたこの最低保障費は根拠がなく支払いに反対してまいりました。

それと、組合議会議員や組合長などの報酬についても、赤字経営になっても削減や廃止がされないことに反対してきました。

加えて、組合の経営状況について当初から情報公開を求めてきましたが、官庁会計であった昨年度までについての毎年の経営状況については公表されておられません。

今年度から一部企業会計方式をとっていることで、上半期9月末までの経営状況の公表を11月中に各町に行くと答弁を受けてますが、今現在も公表されておられません。

このような状況の中、今回、競艇事業の単独処理に向けての議案を賛成する理由として、この57年間の長きにわたって二カ町と共同経営してきたこと、このことについて今現在の状況がはっきり町民に公表されることで、その状況が町民にはっきりされるということです。

それと、先般の一般質問でこの単独事業に向けて、あるいは単独事業の初年度の予算通過後における住民説明会の要請に関して、町長は「不測の事態に陥った場合はしますが、それ以外は

議会に真摯にこたえていく」というような答弁でございましたが、今現在、世界情勢の経済あるいは日本の政権交代における事業仕分けなどでいろいろな削減項目が出てきている中、特に芦屋町においては競艇事業、競艇収益からの一般会計の処理がまだまだ残っているということでは、それを削減、廃止していくということにまだまだ時間がかかるようです。

そのようなことから、この単独事業になったことで、この間の事業の経過あるいは現状を町民に説明する責任は行政にはあると信じ、そしてまたそれを行っていただくということを申し上げて賛成討論にかえます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。お諮りします。まず、日程第1、議案第93号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第93号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第94号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第94号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第95号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第95号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第96号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第96号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第97号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第97号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第98号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第98号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第99号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第99号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第100号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第100号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第101号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第101号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第102号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第102号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第103号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛

成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第103号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第104号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第104号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第105号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第105号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第106号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第106号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第107号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第107号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第108号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第108号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、請願第2号について、委員長報告のとおり、請願を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第2号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第18、請願第3号について、委員長報告のとおり、請願を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第3号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第19、意見書案第5号について、委員長報告は修正可決であります。よって、修正部分についてまず採決を行います。委員長報告のとおり、修正することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、修正することに決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、修正部分を除く原案は可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の付託案件について、それぞれ再付託の要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり、再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されておりますので、これを日程に追加し、これを一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、連日のご審議、大変お疲れさまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第109号の芦屋町図書館システムの購入契約の締結につきましては、システム導入後8年が経過し、機器の老朽化に伴い故障の頻度が増してきたため、買い換えを行い、図書館機能の充実及び町民サービスの向上を図るものでございます。

議案第110号のX線テレビ装置購入契約の締結につきましては、現在使用している装置は15年を経過し耐用年数を超えているため買い換えを行い、診断能力の向上及びより正確な診療を図るものでございます。

議案第111号の立位座位兼用一般撮影装置購入契約の締結につきましては、現在使用している装置は13年を経過し耐用年数を超えているため買い換えを行い、より正確な診断を図るものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第20、議案第109号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第109号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案110号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

このX線テレビの装置購入契約、これについてももう少し説明をいただければと思います。いわゆる性能がいいということでありましようけれども、今までがどうであって、今度どういふふう

に性能がいいのか、内容をお聞かせいただければと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

このX線テレビ装置というのは、X線で全身を多方向から観察するもので、特に診療科としては消化器科、整形外科における透視の検査をするものでございます。X線テレビと申しまして、透視像で診断することができるものでございます。

先ほど、提案理由で15年を経過しておりますので老朽化、一般的に画像が不鮮明になっております。

そういうことで、今回、買いかえをお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第110号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第111号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

当委員会ではないので、すみません。これもちょっと補足説明していただければと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

この装置は、立位座位ということで、普通は患者さんは立ったまま撮影するのですが、患者さんによっては座ったままでないと撮影ができない場合がございます。特に、この装置は胸部の撮影に、一般診断、それと健診に使うものでございます。

フィルムレスでモニターでの撮影することができます。これも老朽化のため、買いかえを今回お願いしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第111号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第20、議案109号から日程第22、議案第111号につきましては、お手元に配付のとおり各常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前11時55分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

まず、総務文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔朗 読〕

報告第22号

総務文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第109号 芦屋図書館システム購入契約の締結について

本委員会は本日、付託を受けた右の議案について、慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成21年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

○議長 横尾 武志君

次に、民生産業常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生産業常任委員長。

〔朗 読〕

報告第23号

民生産業常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第110号 X線テレビ装置購入契約の締結について

1、議案第111号 立位座位兼用一般撮影装置購入契約の締結について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について、慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成21年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 小田 武人

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。

日程第20、議案第109号から日程第22、議案第111号について、順不同により討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第20、議案第109号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第109号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第110号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第110号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第111号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第111号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。請願第2号及び第3号が採択されましたので、新たに日程第23、意見書案第7号及び日程第24、意見書案第8号を日程に追加し、これを一括議題として上程し、書記に意見書案の朗読をさせたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。書記に朗読を命じます。書記。

[朗読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

お諮りします。日程第23、意見書案第7号及び日程第24、意見書案第8号については、趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから採決を行います。日程第23、意見書案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、意見書案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を
お願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決は終わります。

なお、可決されました意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、あわせて平成21年芦屋町議会第4回定例会を閉会いたし
ます。

長期間のご審議、お疲れさまでした。

午後0時09分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員